

○ 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(廃業等の公告等)</p> <p>第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、<u>官報</u>若しくは時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）<u>によってしなければならない。この場合において、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法によりする信託会社は、次に掲げる場合を除き、これらの規定による掲示の内容を当該信託会社のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供するものとする。</u></p> <p>一 <u>その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合</u></p> <p>二 <u>そのウェブサイトがない場合</u></p> <p>[2～5 略]</p>	<p>(廃業等の公告等)</p> <p>第五十条 法第四十一条第三項又は第五項の規定による公告は、<u>官報</u>のほか、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）<u>によってなければならない。</u></p> <p>[号を加える。]</p> <p>[号を加える。]</p> <p>[2～5 同上]</p>
<p>(謄替規定)</p> <p>第五十一条の九 法第五十条の二第一項の登録を受けた者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十九条、第三十七条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第七号及び第十号から第十二号</p>	<p>(謄替規定)</p> <p>第五十一条の九 [同上]</p>

まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、これらの規定中「信託業務」とあり、及び「信託業」とあるのは、「信託法第三条第三号に掲げる方法によつてする信託に係る事務」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

〔略〕		
第五十条第一項	法第四十一条第三項 又は第五項	法第四十一条第三項
	電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
	これら	同項
〔略〕		

[2・3 略]

〔同上〕		
第五十条第一項	法第四十一条第三項 又は第五項	法第四十一条第三項
	電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
	これら	同項
〔同上〕		

[2・3 同上]

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 [略]

[2・3 略]

4 承認事業者については信託会社（第二十三条第二項及び第三項並びに第二十五条にあつては、管理型信託会社）とみなして、第八条、第十七条から第二十三条まで、第二十五条、第二十八条から第三十条まで、第三十一条から第四十一条の八まで、第四十八条（第一項第三号、第四号、第七号及び第十号から第十二号まで並びに第二項を除く。）、第五十条（第四項を除く。）及び第五十一条の規定を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

[略]		
第五十条第二項	法第四十一条第三項 又は第五項	法第四十一条第三項
	電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けるこ

(特定大学技術移転事業に係る信託についての特例)

第五十三条 [同上]

[2・3 同上]

4 [同上]

[同上]		
第五十条第二項	法第四十一条第三項 又は第五項	法第四十一条第三項
	電子公告（会社法第二条第三十四号に規定する電子公告をいう。以下同じ。）	電子公告（公告の方法のうち電磁的方法（会社法第二条第三十四号（定義）に規定する電磁的方法をいう。）により不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けるこ

「略」	これら	とができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
同項		

〔5・6 略〕

(標識の様式等)

第七十五条 「略」

- 2 信託契約代理店は、法第七十二条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該信託契約代理店のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。
- 3 法第七十二条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第五十条第一項各号に掲げる場合とする。

「同上」		とができる状態に置く措置であつて同号に規定するものをとる方法をいう。以下同じ。）
同項		

〔5・6 同上〕

(標識の様式)

第七十五条 「同上」

- 「項を加える。」
- 「項を加える。」

別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日提出

商 号

所在地

代表者の役職氏名

（記載上の注意）

[略]

[1・2 略]

（記載上の注意）

1 業務の状況

[(1)~(3) 略]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[(5)~(9) 略]

2 [略]

別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係）

別紙様式第 10 号（第 42 条第 1 項関係）

（日本産業規格 A 4）

年度事業報告書（ 年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日提出

商 号

所在地

代表者の役職氏名

（記載上の注意）

[同左]

[1・2 同左]

（記載上の注意）

1 業務の状況

[(1)~(3) 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② [同左]

[(5)~(9) 同左]

2 [同左]

別紙様式第 10 号の 2（第 42 条第 1 項関係）

(日本産業規格 A 4)

年度事業報告書(年 月 日から
年 月 日まで)
年 月 日提出

商 号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

[略]

[1・2 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)・(2) 略]

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[(4)~(8) 略]

2 [略]

別紙様式第 10 号の 3 (第 42 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

(日本産業規格 A 4)

年度事業報告書(年 月 日から
年 月 日まで)
年 月 日提出

商 号

主たる支店の所在地

日本における代表者の氏名

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)・(2) 同左]

(3) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② [同左]

[(4)~(8) 同左]

2 [同左]

別紙様式第 10 号の 3 (第 42 条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

第 期自己信託報告書(年 月 日から)
年 月 日まで)
年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[略]

[1・2 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(3) 略]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従業者の役員及び使用人を記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[(5)~(7) 略]

2 [略]

別紙様式第10号の4 (第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

第 期事業報告書(年 月 日から)
年 月 日まで)

第 期自己信託報告書(年 月 日から)
年 月 日まで)
年 月 日提出

商号

所在地

代表者の役職氏名

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(3) 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。また、内訳として信託事務従業者の役員及び使用人を記載すること。

② [同左]

[(5)~(7) 同左]

2 [同左]

別紙様式第10号の4 (第42条第1項関係)

(日本産業規格A4)

第 期事業報告書(年 月 日から)
年 月 日まで)

年 月 日提出

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所の
所 在 地

(記載上の注意)

[略]

[1・2 略]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(3) 略]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における信託業に従事する役員（外国法人の場合は、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。）及び使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

② [略]

[(5)・(6) 略]

2 [略]

別紙様式第 20 号（第 75 条第 1 項関係） [略]

年 月 日提出

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所の
所 在 地

(記載上の注意)

[同左]

[1・2 同左]

(記載上の注意)

1 業務の状況

[(1)~(3) 同左]

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員（外国法人の場合は、国内における支店に駐在する役員、②において同じ。）及び使用人について記載すること。なお、役員等に法人が含まれる場合には「○名、○社」と区別して記載すること。

② [同左]

[(5)・(6) 同左]

2 [同左]

別紙様式第 20 号（第 75 条関係） [同左]

別紙様式第 21 号（第 79 条関係）

信託契約代理業務に関する報告書（
（日本産業規格 A 4）
年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日提出

（ふりがな）
商号又は名称

（ふりがな）
代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所
の所在地

[1. ～ 5. 略]

（記載上の注意）

[1. ・ 2. 略]

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における信託契約代理業に従事する役員及び使用人
について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が
20 名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従
業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇
員及び嘱託を除く員数を記載すること。

[4. ・ 5. 略]

別紙様式第 22 号（第 79 条関係）

別紙様式第 21 号（第 79 条関係）

信託契約代理業務に関する報告書（
（日本産業規格 A 4）
年 月 日から
年 月 日まで
年 月 日提出

（ふりがな）
商号又は名称

（ふりがな）
代表者氏名

代表者の役職

主たる営業所又は事務所
の所在地

[1. ～ 5. 同左]

（記載上の注意）

[1. ・ 2. 同左]

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における役員及び使用人について記載すること。

[4. ・ 5. 同左]

別紙様式第 22 号（第 79 条関係）

信託契約代理業務に関する報告書 (日本産業規格 A 4)
(年 月 日から)
(年 月 日まで)
(年 月 日提出)

(ふりがな)
氏 名

住 所

主たる営業所又は事務所
の 所 在 地

[1. ~ 5. 略]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 略]

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における信託契約代理業に従事する使用人について記載すること。この場合において、当該使用人の総数が20名以下であるときは、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数を欄外に注記すること。なお、「使用人」欄は、臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載すること。

[4. ・ 5. 略]

信託契約代理業務に関する報告書 (日本産業規格 A 4)
(年 月 日から)
(年 月 日まで)
(年 月 日提出)

(ふりがな)
氏 名

住 所

主たる営業所又は事務所
の 所 在 地

[1. ~ 5. 同左]

(記載上の注意)

[1. ・ 2. 同左]

3. 役員及び使用人の状況

当期末現在における使用人について記載すること。

[4. ・ 5. 同左]

備考 帳簿の [] の記載は必須とする。